

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成28年5月26日(2016.5.26)

【公開番号】特開2013-228097(P2013-228097A)

【公開日】平成25年11月7日(2013.11.7)

【年通号数】公開・登録公報2013-061

【出願番号】特願2013-67226(P2013-67226)

【国際特許分類】

F 16 F 15/02 (2006.01)

H 01 L 41/113 (2006.01)

H 01 L 41/193 (2006.01)

C 08 L 101/00 (2006.01)

C 08 K 7/00 (2006.01)

【F I】

F 16 F 15/02 Q

H 01 L 41/113

H 01 L 41/193

C 08 L 101/00

C 08 K 7/00

【手続補正書】

【提出日】平成28年3月23日(2016.3.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

かかる知見に基づいてなされた本発明は、マトリックスとなるエラストマー又は高分子樹脂中に、二酸化チタンからなる針状の高誘電率誘電体と、セルロースからなる圧電性纖維とが混合されている複合制振材料である。

また、本発明は、マトリックスとなるエラストマー又は高分子樹脂中に、二酸化チタンからなる針状の高誘電率誘電体と、セルロースからなる圧電性纖維と、無機材料からなる扁平状のフィラーと、導電性微粒子とが混合されている複合制振材料である。

本発明では、前記圧電性纖維が、セルロースファイバーからなる場合にも効果的である。

本発明では、前記セルロースファイバーのアスペクト比が2～10である場合にも効果的である。

本発明では、前記二酸化チタンからなる針状の高誘電率誘電体の配合量が3重量%～7重量%で、かつ、前記セルロースからなる圧電性纖維の配合量が4重量%～10重量%である場合にも効果的である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

マトリックスとなるエラストマー又は高分子樹脂中に、二酸化チタンからなる針状の高

誘電率誘電体と、セルロースからなる圧電性纖維とが混合されている複合制振材料。

【請求項 2】

マトリックスとなるエラストマー又は高分子樹脂中に、二酸化チタンからなる針状の高誘電率誘電体と、セルロースからなる圧電性纖維と、無機材料からなる扁平状のフィラーと、導電性微粒子とが混合されている複合制振材料。

【請求項 3】

前記圧電性纖維が、セルロースファイバーからなる請求項 1 又は 2 のいずれか 1 項記載の複合制振材料。

【請求項 4】

前記セルロースファイバーのアスペクト比が 2 ~ 10 である請求項 3 記載の複合制振材料。

【請求項 5】

前記二酸化チタンからなる針状の高誘電率誘電体の配合量が 3 重量 % ~ 7 重量 % で、かつ、前記セルロースからなる圧電性纖維の配合量が 4 重量 % ~ 10 重量 % である請求項 1 乃至 4 のいずれか 1 項記載の複合制振材料。